

大阪産業大学校友会 大阪中・南河内支部会則

制定 平成10年10月 4日

改定 平成22年 9月 5日

第1条（名 称）

本会は、大阪産業大学校友会大阪中・南河内支部と称し、事務局を中・南河内地域に置く。

なお、中・南河内地区とは、東大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村の7市2町1村とする。

第2条（目 的）

本会は、会員相互の親睦をはかり、あわせて大阪産業大学の発展に貢献することを目的とする。

第3条（会 員）

本会は、大阪交通短期大学、大阪産業大学、大阪産業大学短期大学部及び大阪産業大学大学院に在籍・卒業したもので、現住所及び勤務地が第1条の10市町村にあるもの、又は他の校友会支部に属さず、当支部に入会を希望するものを正会員とし、大阪産業大学短期大学部、大阪産業大学及び大阪産業大学大学院に在学しているものは、準会員とする、これらで構成する。

第4条（事 業）

本会は目的を達成するために必要な事業を行う。

第5条（会 費）

会費はそのつど必要に応じて徴収する。

第6条（名誉役員）

本会に、次の名誉役員を置くことができる。

相談役 若干名

顧問 若干名

第7条（役 員）

本会に次の役員を置く。

支 部 長	1名	本会の代表総括業務
副支部長	2名以上	支部長の補佐
事務局長	1名	事務処理業務
幹 事	若干名	催事運営業務
会 計	1名以上	会計処理業務
監 査	1名以上	財務の監査業務
地区役員	各地区1名以上	地域会員との連絡調整業務

第8条（役員任期）

役員任期は3年とする、ただし再任を妨げない。

第9条（役員選出）

役員は総会でもって選任する。

第10条（総会）

総会は、毎年1回を原則とする。開催日は役員間で決め、支部長が召集する。

第11条（会則変更）

会則の変更は、総会出席者の3分の2以上の賛成を持って成立する。

第12条（会計年度）

本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第13条（雑則）

この会則に定めなきものは、役員会が処理するものとする。

附 則

この会則は、平成21年7月5日より施行する。